

つくば市地域密着型サービス利用者の利用条件に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、市民等の指定地域密着型サービスの適正な利用を図り、市の介護サービス事業の健全な運営を確保するため、地域密着型サービスを利用するに当たっての条件に関して、基準を定めるものとする。

(対象となる事業所の種類)

第2条 この基準の対象となる指定地域密着型サービス事業所（以下「対象サービス事業所という。」）は、次の各号に該当する事業所とする。

- (1) 小規模多機能型居宅介護事業所
- (2) 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所
- (3) 認知症対応型通所介護事業所
- (4) 介護予防認知症対応型通所介護事業所
- (5) 認知症対応型共同生活介護事業所
- (6) 介護予防認知症対応型共同生活介護事業所
- (7) 夜間対応型訪問介護事業所
- (8) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所
- (9) 地域密着型特定施設入居者生活介護事業所
- (10) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
- (11) 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- (12) 地域密着型通所介護事業所

(利用者の利用条件)

第3条 対象サービス事業所の利用に関する条件は、対象サービス事業所を利用する者が、次の各号に掲げるいずれかに該当する者であることとする。

- (1) 対象サービス事業所のサービス利用開始日（以下「利用開始日」という。）において、市への住民登録後1年を経過している本市の被保険者

(2) 利用開始日において、市への住民登録後1年を経過している住所地特例対象被保険者（ただし、利用可能サービスは前条第1号から第4号、第7号及び第10号から第12号の事業所によって提供されるサービスに限る。）

(3) 利用開始日において、市への住民登録後1年を経過している市民（以下「当該市民」という。）の2親等以内の親族で、かつ当該市民の住所へ転入した本市の被保険者

(4) 他市町村長が市内に所在する対象サービス事業所を指定することについて、当該市町村からの協議に基づき市長が同意した対象サービス事業所を利用する当該市町村の被保険者

(5) その他市長が適当であると認める者

（利用者の把握）

第4条 第2条第1項第5号、第6号、第8号及び第9号に該当する事業所の代表者は、新たな利用者、退所者又は退居者について、利用開始日、退所日又は退居日の7日前までに、地域密着型サービス入退所（居）届出書（様式第1号）により、市長に報告するものとする。

2 市長は、必要に応じて前項の届出の内容について、調査を行うことができるものとする。

この基準は、平成18年12月5日から実施する。

附 則（平成24年4月1日一部改正）

この基準は、平成24年4月1日から実施する。

附 則（平成27年12月4日一部改正）

この基準は、平成27年12月4日から実施する。

附 則（平成28年4月1日一部改正）

この基準は、平成28年4月1日から実施する。

附 則（令和3年3月16日一部改正）

この基準は、令和3年3月16日から実施する。